

令和元年台風 19 号により被災された方が建替等を行う際に建築確認等の申請手数料を免除します

令和元年台風 19 号により被災された方が、栃木県が特定行政庁として所管する市町で建替等を行う際に、栃木県（土木事務所）に建築確認等を申請する場合において、申請手数料を免除します。

※ 指定確認検査機関へ申請される方は、直接機関へお問い合わせください。

■ 内 容

項 目	内 容
免除対象となる方	令和元年台風 19 号により 建築物被害の「り災証明書」又は「被災証明書」の発行を受けた方 ※建築物の用途や被害の程度（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）は問いません
対象手数料	建築基準法に係る確認、認定及び許可申請等手数料すべて
対象期間	令和元（2019）年 10 月 12 日から 令和 3（2021）年 10 月 11 日までの 2 年間 ※認定、許可又は建築確認申請等手数料を免除した建築物については、上記期間にかかわらず、中間検査及び完了検査申請等手数料についても免除します
対象建築地	栃木県が特定行政庁として所管する以下の 16 市町すべて 真岡市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
必要書類	免除申請書 市町村から発行された「り災証明書」又は「被災証明書」 ※り災証明書の発行市町村が災害救助法の適用区域であるかは問いません

■ お問い合わせ先（事前にご相談ください）

建築する場所（市町）	管轄土木事務所	電話番号
那須烏山市 上三川町 高根沢町 那珂川町	宇都宮土木事務所	028-626-3139
真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	真岡土木事務所	0285-83-8308
下野市 壬生町 野木町	栃木土木事務所	0282-23-3748
矢板市 さくら市 塩谷町 那須町	大田原土木事務所	0287-23-6615

※ 足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市においても免除制度がありますので、上記 16 市町以外で建築する場合は、直接市へお問い合わせください。（2019.12.24 現在）